

宝塚市こども計画  
たからっ子「育み」プラン(案)  
【概要版】

## 計画策定の背景と趣旨

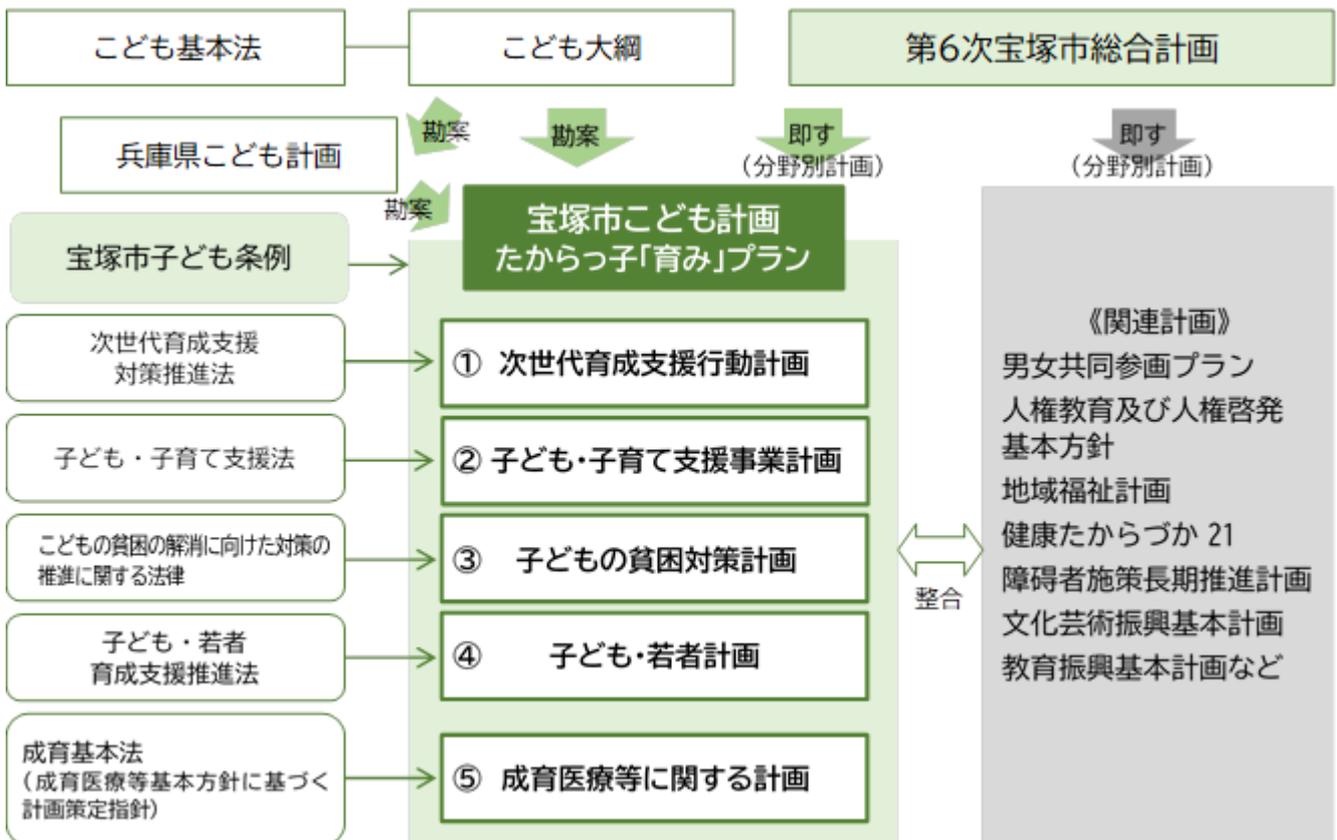
令和5年（2023年）4月1日にこども基本法が施行され、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした中、本市の子ども・若者や子育て支援において依然として残る諸課題や国の制度改革等に対応し、引き続き、子ども施策の総合的な推進を図っていくため、「宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン」を策定するものです。

## 計画の位置づけと計画期間

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」及び宝塚市子ども条例第16条第1項に基づく「行動計画」として策定するものであり、以下5つの各法等に基づく計画も包含しています。

策定にあたっては、こども基本法に基づく「こども大綱」や兵庫県こども計画（ひょうご子ども・子育て未来プラン）を勘案するとともに、本市の最上位計画である「第6次宝塚市総合計画」に即しつつ、本市の各分野の関連計画等との整合を図りながら策定しています。



令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、目まぐるしい子ども・若者を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

### 子どもの生きる力が育つまち

- ◆ 意見表明も含めた子どもの権利が守られ、子どもの最善の利益が実現できている。
- ◆ 子どもが、豊かな自然や文化芸術に触れ、他の世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。
- ◆ 妊娠期からの切れ目ない支援により、家庭環境や経済状況に関わらず、誰もがゆとりを持って、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている。

## 子ども施策を推進する上での共通の視点

---

### (1) こどもまんなか社会の実現

本市は、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年（2023年）8月21日に「こどもまんなか応援サポーター」として、さらなる子どもにやさしいまちの実現に向けた取組を進めることを宣言しました。

子ども施策の推進にあたっては、こども基本法や宝塚市子ども条例等も踏まえながら取組を進めるとともに、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組を社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」の実現を図っていきます。

「こどもまんなか社会」とは

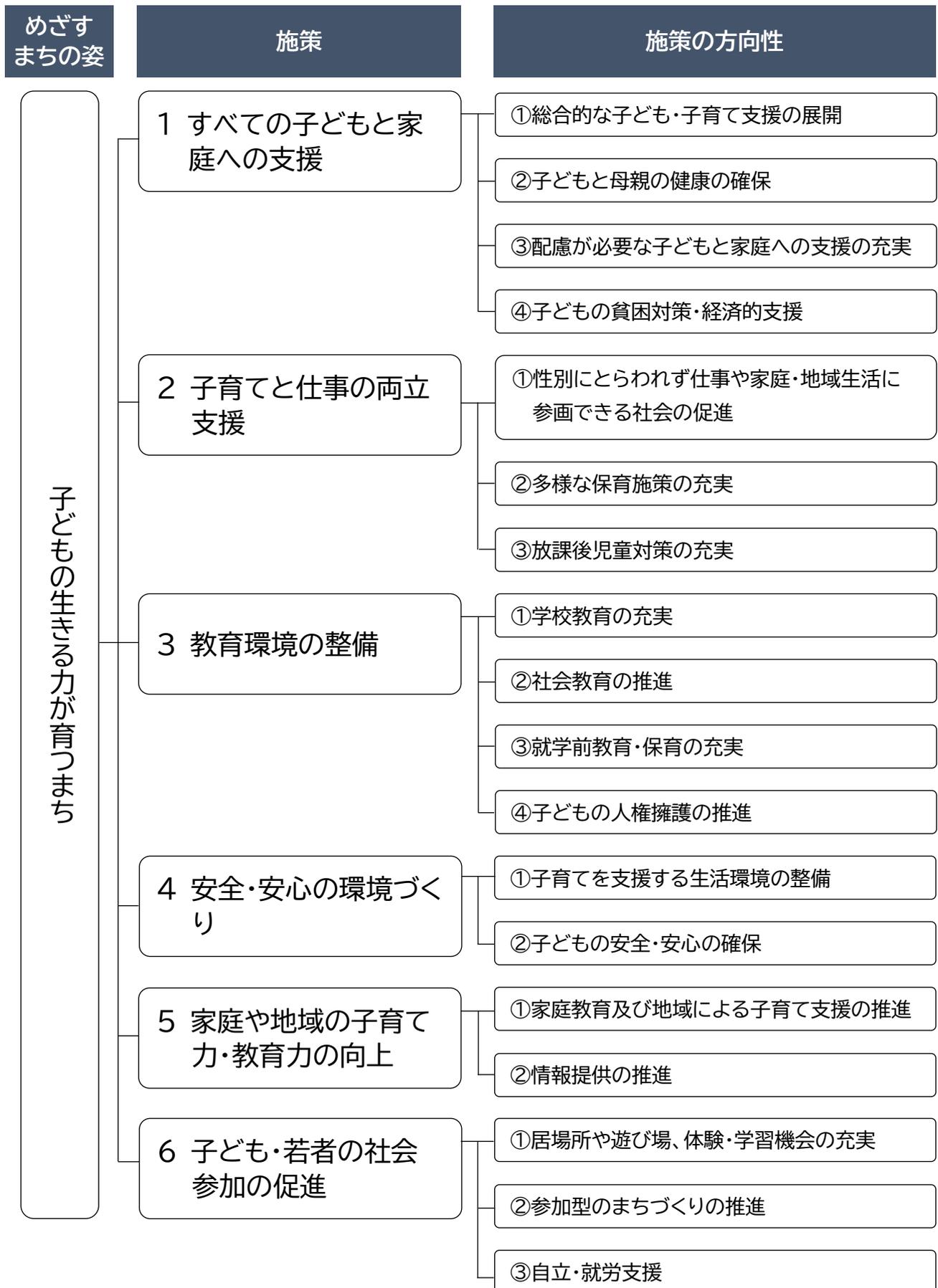
全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

### (2) 時代にふさわしい行財政経営の推進

人口減少や少子高齢化などにより、本市を取り巻く環境は急激に変化していくことが予想されており、これからの時代にふさわしい行財政経営の実現が急務となっています。

こうした中、子ども施策の推進においても、令和3年（2021年）7月に策定した宝塚市行財政経営方針に則り、多様な主体と連携・協力し行動する職員の育成や協働・共創による価値の創造、データ整備・データ分析（EBPMの推進）、オンラインで手続きができる仕組みの構築、経営資源の適正配分などを共通の視点として意識しながら各取組を進めます。

# 施策体系



## 各施策の主な取組事項（新規・拡充等）

---

### 施策1 すべての子どもと家庭への支援

---

- ◆ 母子保健・児童福祉機能の一体的な運営、サポートプランを活用した支援、支援メニューの拡充に向けた地域資源の開拓など、妊産婦、子どもや家庭への相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、妊産婦や親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て講座の開催等に引き続き取り組みます。
- ◆ コミュニティの7つのブロック毎に整備している地域児童館・子ども館の運営により、引き続き子ども・子育て支援に取り組みます。
- ◆ すべての妊産婦の状況を把握し、サポートプランを活用して、関係機関と連携して包括的に支援します。たからっ子給付金事業（国の出産子育て応援給付金）による経済的支援と、随時提供する母子保健事業により、妊娠・出産・子育てに伴走して切れ目なく支援し、妊産婦の健康確保を図ります。産後ケア事業を拡充するとともに、産前・産後サポート事業との相互利用を推進します。
- ◆ 新生児訪問、未熟児訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診を継続します。また、乳幼児の健やかな成長発達を促進するため、乳幼児健診の受診機会の拡充について検討を進めます。
- ◆ 阪神北広域こども急病センターや圏域内の小児科対応救急医療機関による、夜間・休日の小児科救急医療提供体制の確保を継続します。
- ◆ 乳幼児健診の充実に向けて取り組みます。また、母子保健情報のデジタル化を目指して、電子版母子健康手帳や予防接種のデジタル予診票の導入について検討を進めます。
- ◆ 高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達に係る支援を提供し、あわせて障害（がい）児の家族、障害児の通う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行います。
- ◆ 相談支援体制強化のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得を促進し、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆ ヤングケアラーへの支援に向け、支援のあり方を検討するとともに、支援体制を構築します。
- ◆ 子どもの貧困対策に向け、地域とのネットワークづくりを推進するとともに、地域における子どもの貧困に対する支援活動の促進を図ります。
- ◆ ひとり親家庭の子どもへの学習支援のさらなる充実に向け、検討を進めます。

### 施策2 子育てと仕事の両立支援

---

- ◆ 共働き・共育での推進に向け、女性の就労等を支援する起業・就労セミナーや男性の育児をテーマとした男性セミナーを引き続き実施します。
- ◆ 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信に引き続き取り組みます。
- ◆ 学校教育におけるジェンダー平等の理念を推進する教育・学習に引き続き取り組みます。
- ◆ 保育ニーズに合わせた保育所定員の確保を行います。
- ◆ 保育士の人材確保に向けた取組を推進します。
- ◆ 特に低学年において多くの待機児童が予想される校区に民間放課後児童クラブの整備促進を図ります。また学校施設についても、活用方法について協議検討を進めていきます。

### 施策3 教育環境の整備

---

- ◆ 生徒指導連絡調整会等で関係機関や専門職と連携を深めながら、児童・生徒の健全育成に向けた生徒指導に関する研究を進めるとともに、児童・生徒の健全育成に向けた教育相談を充実させ、校内支援体制を構築していきます。
- ◆ 子どもが抱える様々な課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進します。

- ◆ 不登校児童生徒の学びの場の確保や環境整備を行うとともに、学校風土の見える化を通してみんなが安心して学べる場所になるよう、不登校支援対策の充実に努めます。
- ◆ 校則の見直しについて、宝塚市校則見直しガイドラインに沿って、児童生徒を主体とした取組を推進し、より良い学校環境づくりに取り組みます。
- ◆ 教職員の業務効率化や意識改革を推進するとともに、地域や保護者の協力も得ながら教職員が担う業務の適正化を図り、学校現場における働き方改革に取り組みます。
- ◆ 義務教育 9 年間を見通した学校教育の実践として小中一貫教育の取組を推進していくとともに、小学校区と中学校区の整合を図っていきます。
- ◆ 公民館や図書館などの社会教育施設で子どもの成長に寄与できるような環境整備や事業の推進に取り組みます。また、公民館においては、地域、民間と連携した事業の推進、図書館においては、宝塚市子どもの読書活動推進計画の中心施設として関係各課と連携して、子どもの読書活動推進に取り組みます。
- ◆ (仮称) 就学前教育・保育振興基本計画を策定し、本市の就学前教育・保育の充実に努めます。
- ◆ 別室登校指導員による不登校の子どもへの支援について、小学校にも拡充し、支援の充実に努めます。
- ◆ 子どもの教育・養育の場における子どもの権利に関する理解の促進を図ります。

## 施策4 安全・安心の環境づくり

---

- ◆ 子育て世帯や若者夫妻世帯に対する、市営住宅に当選する確率の優遇措置など引き続き子育て支援に取り組みます。
- ◆ 市内の公共施設や店舗等で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」について、引き続き設置箇所の増を図るとともに、イベントにおける「移動式赤ちゃんの駅」のテントの貸し出しの普及を図ります。
- ◆ インターネット上の消費者トラブルを含む消費者被害防止に引き続き取り組みます。
- ◆ スマートフォンやインターネットの利用方法について、学校において情報モラルの学習に引き続き取り組みます。

## 施策5 家庭や地域の子育て力・教育力の向上

---

- ◆ 子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを引き続き推進します。
- ◆ シニア世代と子育て世代との交流や触れ合いの機会や場の創出に取り組みます。
- ◆ 子どもたちの活動の機会を確保し、持続可能な地域スポーツクラブ・文化芸術環境の整備に取り組むため、部活動の地域移行を推進します。
- ◆ SNS等の活用により、子育て支援等に関する情報発信の強化を図ります。

## 施策6 子ども・若者の社会参加の促進

---

- ◆ 国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市の施設について、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう配慮するとともに、多様な主体との連携により、既存の地域資源を活かしながら多様な居場所の充実に努めます。
- ◆ 市民団体等とも連携を強化し、子どもたちのやってみたい遊びや体験、学習機会の創出に取り組みます。
- ◆ パークマネジメント計画におけるモデル公園区において、地域との協働によりローカルルール作り等を行い、子どもの遊び場の充実に努めます。
- ◆ 若者の意見を反映させる仕組みづくりについて検討を進めるとともに、若者の社会参画を促進する取組についても検討を進めます。
- ◆ 市政への提案を公表し、市長・教育長が答弁を行う「子ども議会」を引き続き実施し、子どもの意見について、市政への反映を図ります。
- ◆ ひきこもりに関する取組について広報し、イメージを持ちやすくすることで相談を検討している当事者や家族の不安軽減の一助とします。また、関係機関等と連携しながら有効なひきこもり支援について研究します。

## 成果指標の設定

以下のとおり施策ごとに成果指標を設定し、5年ごとに評価を行います。

アンケートによる指標		アンケート対象者	現状値 (R5年度)	めざす 方向性
<b>&lt;施策1&gt; すべての子どもと家庭への支援</b>				
①	「宝塚市は子育てがしやすいまちだと思う」と答えた人の割合	就学前児童保護者	47.0%	↗
		小学1～3年生保護者	50.1%	
②	「子育てに関する相談がしやすい」と答えた人の割合	就学前児童保護者	16.9%	↗
		小学1～3年生保護者	12.7%	
③	「子育てに負担を感じることもある」と答えた人の割合	就学前児童保護者	68.4%	↘
		小学1～3年生保護者	63.3%	
<b>&lt;施策2&gt; 子育てと仕事の両立支援</b>				
④	「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じる事について、「子どもの面倒を見てくれる保育所、放課後児童クラブに入所することができない」と答えた人の割合	就学前児童保護者	11.3%	↘
		小学1～3年生保護者	8.5%	
<b>&lt;施策3&gt; 教育環境の整備</b>				
⑤	「教育環境が充実している」と答えた人の割合	小学1～3年生保護者	20.1%	↗
⑥	「今のあなたにとっての居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）」の一つとして、「学校」と答えた人の割合	中学2年生	15.5%	↗
<b>&lt;施策4&gt; 安全・安心の環境づくり</b>				
⑦	「子どもに対する犯罪や事故が少ない」と答えた人の割合	就学前児童保護者	26.6%	↗
		小学1～3年生保護者	30.1%	
⑧	「これまでにインターネットを利用して困ったことや嫌なことはない」と答えた人の割合	小学5年生	89.0%	↗
		中学2年生	86.1%	
<b>&lt;施策5&gt; 家庭や地域の子育て力・教育力の向上</b>				
⑨	「子どもの教育に関して悩んだり、気にしたりしている」と答えた人の割合	小学1～3年生保護者	65.0%	↘
⑩	「地域で子育てを温かく見守る雰囲気がある」と答えた人の割合	就学前児童保護者	29.2%	↗
		小学1～3年生保護者	34.4%	
<b>&lt;施策6&gt; 子ども・若者の社会参加の促進</b>				
⑪	「気軽に利用できる遊び場が整っている」と答えた人の割合	就学前児童保護者	25.4%	↗
		小学1～3年生保護者	21.7%	
⑫	「宝塚市が好き」と答えた人の割合	小学5年生	93.7%	↗
		中学2年生	88.2%	
⑬	「宝塚市政に意見を述べたり、参画する機会があると感じている」と答えた人の割合	高校生世代	20.3%	↗
		若者世代	17.6%	
⑭	「宝塚市の暮らしに満足している」と答えた人の割合	高校生世代	86.6%	↗
		若者世代	86.2%	

## 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされており、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域を設定するとともに、「量の見込み（需要量）」と「確保方策（供給量）」を定めます。

### 【地域子ども・子育て支援事業】

#### （１）利用者支援事業

子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援し、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### （２）時間外保育事業

保育認定を受け、保育所等に入所している子どもについて、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を超え、延長して保育を実施する事業です。

#### （３）放課後児童健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場として、小学校の余裕教室等で放課後児童クラブ（公営の地域児童育成会・民営の放課後児童クラブ）を開設し、健全な育成を図る事業です。

#### （４）子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、市の指定している児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。（子育て家庭ショートステイ）

#### （５）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### （６-１）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な子どもや妊産婦等のいる家庭を訪問し、相談・助言等の支援を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

#### （６-２）子育て世帯訪問支援事業

家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施する事業です。

#### （６-３）児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

#### （６-４）親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等のペアレント・トレーニングを通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安の相談・共有の場を設ける等、親子間における適切な関係性を構築するための必要な支援を行う事業です。

#### （７）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者の相互交流や子育ての相談等ができる場所（子育てひろば）を提供する事業です。

### (8-1) 一時預かり事業（幼稚園型）

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間を超え、延長して子どもを預かる事業です。

### (8-2) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業〔就学前〕

保護者の出産やリフレッシュ、短期のパートタイム就労等、子育て家庭のニーズに合わせて保育所等で就学前の子どもを一時的に預かる事業です。

### (9) 病児保育事業

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業です。

### (10) 子育て援助活動支援事業〔就学後〕

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業です。（ファミリーサポートセンター事業）

### (11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加費用、副食材料費等の一部を助成する事業です。

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への新規参入事業者に対する相談・助言等を行う巡回支援や、幼児教育・保育無償化の対象外の施設に在籍する児童の保護者へ利用料の一部を助成する事業です。

### (14) 産後ケア事業

安心して子育てができるように、助産師等の専門職が、出産直後の母子のこころと身体のケアを提供し、育児に関する相談等に応じて、健康をサポートする事業です。

## 計画の進行管理

---

めざすまちの姿の実現に向けて、PDCAサイクルを核とした行政マネジメントシステムにより、施策の着実な推進を図ります。

### (1) 庁内の体制

子ども施策に関わる主な関係課長で組織する「宝塚市子ども計画推進検討会」を設置し、計画の進捗管理を行うとともに、関係部局間の緊密な連携に努めながら、計画の推進を図ります。

### (2) 外部評価

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、知識経験者や教育・保育など関係機関・団体の代表、市民で組織する「宝塚市子ども審議会」を設置しています。本計画の策定及び施策の評価に当たっても、同審議会を意見聴取の場として位置付けており、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより高めていきます。

また、同審議会の審議内容はホームページで公開し、市民に周知を図ります。